

礼金・契約更新料なし！



**新婚・多子・子育て世帯を応援します！**

中堅所得者向けさいたま市市民住宅

# シビック住宅天沼

## 入居者募集のご案内

令和2年6月～令和3年5月 申込受付用



**新婚・多子・子育て世帯家賃減額制度適用で**

**家賃 98,000 円が 68,600 円**

**又は 78,400 円へ！**

※減額は必要要件を満たした場合のみ適用となります。

詳しくは1～2ページをご覧ください

《ご注意》

- ・この案内をよくお読みになってから申込書に記入してください。
- ・申込書類はお返ししません。
- ・郵送による申込みはできません。本人又は同居する親族の方が必ずご持参ください。

(お問合せ先)

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

電話 048(829)2878

さいたま市建設局建築部住宅政策課

電話 048(829)1521

## 目 次

- ・ 市民住宅について…………… 1 ページ
- ・ 申込条件と資格…………… 1 ページ
- ・ 家賃減額シミュレーション…………… 1 ページ
- ・ 家賃減額制度の条件等…………… 2 ページ
- ・ 申込から入居までの流れ…………… 3 ページ
- ・ 申込に必要な書類…………… 4、5 ページ
- ・ その他注意事項…………… 6 ページ
- ・ 個人情報の利用目的等について…………… 7 ページ
- ・ 申込の受付場所…………… 8 ページ
- ・ 世帯の収入月額算出方法…………… 9～12 ページ
- ・ 住宅の概要（家賃、間取り等）…………… 13 ページ
- ・ 申込に必要な書類関係…………… 巻末  
（申込書以外は該当する方のみ提出）

## ●市民住宅について

市民住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第18条の規定に基づき、収入が一定の基準の範囲にあって、住宅を必要としている方のためにさいたま市が建設し、供給する公共賃貸住宅のことです。

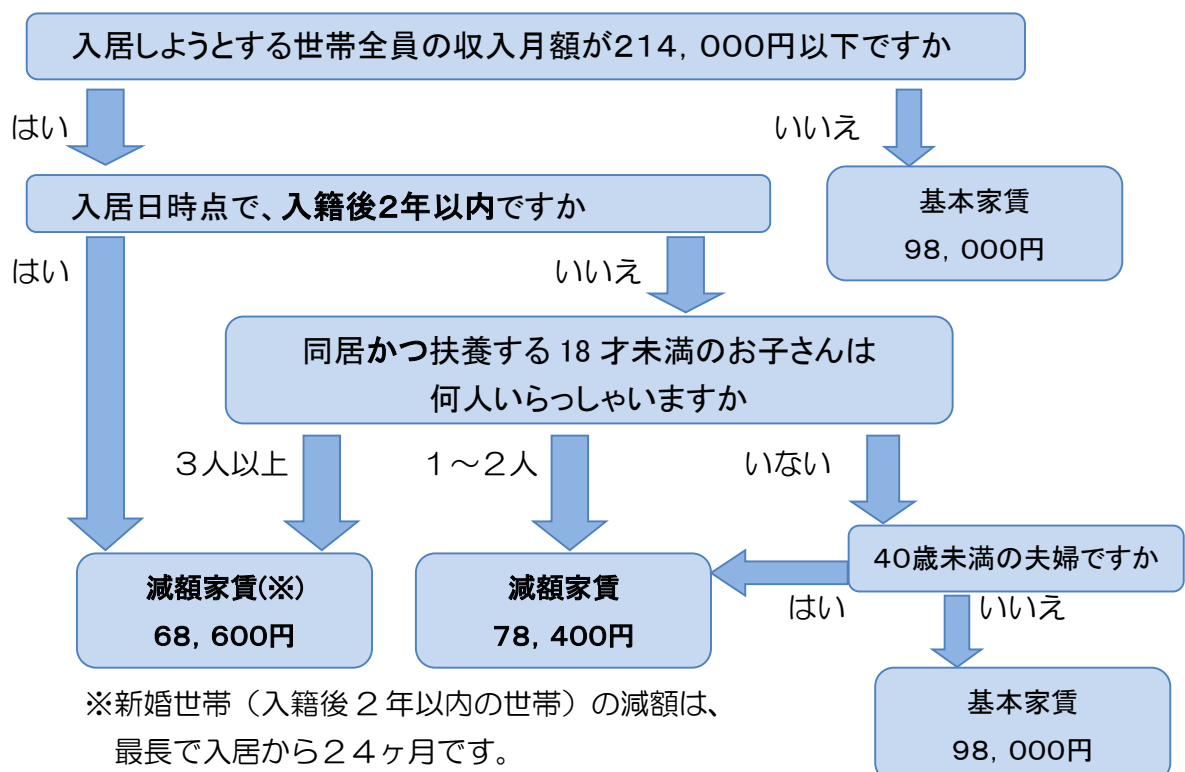
## ●申込条件と資格

申込ができる方は、次の①から⑥までの全ての条件を備えている方に限ります。

- ① さいたま市内に住所又は、勤務場所があること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）があること。  
（ただし、親がありながら兄弟・姉妹だけなど、不自然な家族構成の方は除きます。）
- ③ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること。  
※自己所有の住宅、中堅所得者向け特定公共賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅に入居している方は申込みできません。
- ④ 入居しようとする世帯全員の収入月額が<sup>※注</sup>158,000円以上487,000円以下であること。  
（収入月額の計算方法は、9ページ以降を参照してください。）  
※注 40歳未満の世帯の場合は収入月額123,000円以上487,000円以下となります
- ⑤ 市民税・県民税に滞納のないこと。
- ⑥ 申込者又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## ●家賃減額シミュレーション

家賃減額の条件は、次のページをご確認ください。





## 家賃減額制度の条件等

### ①新婚世帯・多子世帯向け家賃減額

#### ◎対象世帯

世帯の収入月額が214,000円以下で、次のいずれかの要件を満たす世帯

- ①新婚世帯・・・入籍後2年以内の世帯（夫婦の年齢制限は無く、最長で入居から24ヶ月の減額）  
※事実婚及び入居後の婚姻は対象外となり減額されません
- ②多子世帯・・・18歳未満の子が3人以上同居し、かつ扶養する世帯  
（収入月額の計算方法は、9ページ以降を参照してください）

#### ◎減額後家賃額（月額）

68,600円

（月額基本家賃）98,000円 ➡ 29,400円も減額されます！！

### ②子育て世帯向け家賃減額

#### ◎対象世帯

世帯の収入月額が214,000円以下で、次のいずれかの要件を満たす世帯

- ・18歳未満の子を扶養している世帯
- ・40歳未満の夫婦

（収入月額の計算方法は、9ページ以降を参照してください）

#### ◎減額後家賃額（月額）

78,400円

（月額基本家賃）98,000円 ➡ 19,600円が減額されます！！

注1 基本家賃額の変動により変更することがあります。

注2 世帯構成の変化により、基本家賃や子育て世帯向け減額家賃へ変更となります。

更に 礼金、契約更新料 はいただきません。

※家賃減額に該当されなくても、礼金、更新料のご負担はありません。

# シビック住宅天沼申込方法

## <申込から入居までの流れ>

申 込	必要書類を持参して、住宅の申込みをしてください	
	受付場所	受付時間
	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで
※ <u>土日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く</u>		



結果の通知	資格を満たしている方について、入居承認書等を送付します。
-------	------------------------------



入居説明会	埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課にて入居説明会を行います。 入居手続き関係書類及び敷金納付の確認を行った後、入居に際しての説明を行い、入居日通知書をお渡しします。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------



入 居	入居指定日にカギをお渡しします。 引越は原則として入居指定日から15日以内に行ってください。
-----	---------------------------------------------------

## 〈申込に必要な書類〉

### [全員の方に必ず提出していただく書類]

書類の種類		備考（書類名等）	主な発行先
入居の申込書		市民住宅入居申込書	案内書付属の用紙
入居者全員の個人番号(マイナンバー)確認書類		個人番号(マイナンバー)カードの写し(表面・裏面)もしくは、※個人番号通知カードの写し	区役所 区民課
世帯員全員の住民票(市外在住の方のみ)		入居しようとする世帯の住民票 (世帯全員で証明され、本籍地・続柄が記載されているもの)	区役所 区民課
納税の証明書	どちらか該当する書類 令和元年度 市県民税課税者	令和元年度 市県民税納税証明書	北部市税事務所 南部市税事務所 市税の窓口
	令和元年 市県民税非課税者	令和元年度 所得・課税(非課税)証明書(一部事項証明書)	北部市税事務所 南部市税事務所 市税の窓口
	さいたま市の 国民健康保険加入者	令和元年度 国民健康保険税納税証明書 ※2021年4月以降は「令和2年度」のもの。	区役所 保険年金課
健康保険証のコピー		加入している健康保険証の写し	—
現在の住居の証明	「賃貸契約書の写し」及び 「重要事項説明書等の写し」	アパート(民営借家等)に居住している方	—
	「固定資産評価証明書」 (所有者名の記載があるもの)	親族等の家に住んでいる方(共同名義含む)	区役所 課税課
(令和3年1月以降に申込みされる場合のみ) 収入の証明書		【給与所得者】令和2年分源泉徴収票 【自営業】令和2年分の収支明細書 (税務署の受付印のある確定申告書のコピーでも可) 【年金受給者】令和2分源泉徴収票 もしくは年金改定通知書	勤務先 — 年金事務所

※個人番号通知カードは氏名、住所等の記載事項に変更がある場合は使用することができません。

※納税証明書は、中学生以下の方を除いて全員必要です。

※公的証明書は、必ず3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

### [該当する方にのみ提出していただく書類]

内 容	必要な書類	主な発行先等
家賃減額申請をされる世帯	令和2年度 所得・課税(非課税)証明書 (全部事項証明書) ※中学生以下の方を除く	北部市税事務所 南部市税事務所 市税の窓口
母子(父子)家庭	戸籍謄本(全部事項証明書) ※離婚や配偶者の死亡等が確認できるもの	本籍地の住民課
内縁関係にある世帯	それぞれの戸籍謄本(全部事項証明書)	本籍地の住民課
	内縁関係申立書	案内書付属の用紙
新婚世帯	戸籍謄本(全部事項証明書) ※婚姻日の確認	本籍地の住民課
満20歳以上で配偶者のいない方がいる世帯	戸籍謄本(全部事項証明書)	本籍地の住民課
前年1月2日以降に 現在の職場に就職した方	給与支払証明書	案内書付属の用紙
	健康保険証の写し	—
前年1月2日以降に 自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控え	—
	事業所得等収支明細書	案内書付属の用紙
前年(R3.1以降の申込みは前々年)1月2日 以降に退職し現在無職の方がいる世帯	退職証明書 又は 雇用保険受給資格証の写し	案内書付属の用紙
現在婚約中の世帯	婚約申立書	案内書付属の用紙
市内に勤務場所がある市外居住世帯	在職証明書 ※勤務先の代表者等が証明したもの	—

※申込をされる世帯状況により、提出書類が追加となる場合があります。

## ～ 個人番号（マイナンバー）にかかる提出書類について ～

シビック住宅天沼の入居申込みにあたっては、居住者全員の個人番号（マイナンバー）を確認します。  
なお、個人番号（マイナンバー）を確認するにあたり、本人確認資料を含め、下記書類のご用意をお願いいたします。

### （１）居住者全員が提出する書類 ※次のいずれかの書類が必要です。

- ①個人番号（マイナンバー）カード表面・裏面のコピー
- ②個人番号通知カードのコピー
- ③個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
- ④住民票記載事項証明書の写し

注 1) ②③④を提出する場合は、以下の「（２）名義人の身元確認書類」を併せて提出ください。

注 2) ②については、氏名、住所等の記載事項に変更がある場合は使用することができません。

### （２）名義人の身元確認書類 ※名義人のみの確認書類が必要です。

身元確認は、1点の書類で確認できるものと、2点の書類を用意いただくものがあります。

#### ① 1点で身元確認ができる書類の例（顔写真がついている公的な書類等）

- ・個人番号（マイナンバー）カード表面のコピー
- ・運転免許証のコピー
- ・運転経歴証明書のコピー
- ・旅券（パスポート）のコピー
- ・障害者手帳のコピー（顔写真付きのもの）
- ・在留カードのコピー
- ・特別永住者証明書のコピー
- ・住基カードのコピー（顔写真付きのもの）

#### ② 2点で身元確認ができる書類の例（顔写真がついていない公的な書類等）

- ・介護保険被保険者証のコピー
- ・後期高齢者医療受給者証のコピー
- ・健康保険被保険者証のコピー
- ・年金手帳のコピー
- ・年金証書のコピー
- ・障害者手帳のコピー（顔写真なしのもの）
- ・住民票の写し（マイナンバー記載の無いもの）
- ・住民票記載事項証明書の写し

## ●その他注意事項

---

### 1 お申込について

市民住宅入居申込書と申込みに必要な書類を揃え「埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課」  
(案内図P8)に直接ご持参ください。※原則郵送によるお申込みは受付けておりません。

### 2 入居手続について

- ・お申込み後、審査を行い入居資格を満たす方には、入居手続に必要な関係書類を送付いたします。  
※敷金として基本家賃額の2ヶ月分(196,000円)を納入していただきます。
- ・入居には、緊急連絡先となる方が1名必要です。
- ・入居は通知した入居日から15日以内に完了してください。

### 3 入居資格の喪失

次のような場合は失格となります。

- ・申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- ・入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続を行わなかったとき。
- ・または、正当な理由なく通知した入居日から15日以内に入居を完了しないとき。
- ・申込みをした家族が、同時に入居できないとき。
- ・入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

### 4 家賃など住宅の概要

「家賃額」、「敷金」、「住宅間取り」等の概要につきましてはP13をご確認ください。

### 5 家賃のお支払いについて

- ・家賃は、原則として口座振替により納入していただきます。(毎月末に引落としとなります)  
※家賃を3ヶ月以上滞納されたときは住宅の明渡しを請求します。  
※物価の変動等により、基本家賃を変更する場合があります。

### 6 共益費

家賃のほかに、共同で利用する施設の費用を負担していただきます。

### 7 駐車場

敷地内に5台分の駐車場がありますが、空区画のない場合は付近の民間駐車場をご利用ください。

### 8 その他

住宅内でイヌ、ネコ等の動物を飼育することはできません。



## ●個人情報の利用目的等について

---

### 1. 個人情報の利用目的

- ①賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ②各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③各種アンケートのお願い
- ④調査・統計資料の作成
- ⑤その他住宅等の管理上必要な場合

### 2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。  
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

### 3. 個人情報の第三者提供

当社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

### 4. 個人情報の預託

当社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

### 5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しています。なお、お求めの際は各種申請書を提出していただきます。

～ 個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口 ～

（個人情報問合せ・相談窓口）

TEL 048-829-2863 FAX 048-824-3786

メールアドレス [privacy@saijk.or.jp](mailto:privacy@saijk.or.jp)

～お申込先～

## 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10 2F

電話：048-829-2878

Fax：048-825-1822

<受付：午前8:30～午後5:00(土日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)>

～案内図～



(交通) JR 浦和駅西口より徒歩15分

(バス) JR 浦和駅西口から「市役所経由大久保浄水場行き」又は「西堀循環」乗車  
「市役所前」下車。徒歩3分

## 世帯の収入月額算出方法

申し込み家族全員の年間総所得金額を対象とします。合算した家族の総所得額から一般控除額及びその他の特別控除額を差し引いた後、12で除した収入月額を算出します。



(注)

ア 年間収入金額とは、前年の給料、賃金、賞与、報酬及び時間外手当などの合計額で所得税や社会保険料などを差し引く前の額です。ただし、通勤手当などの非課税部分を除きます。

イ 年間所得金額とは、年間収入金額から所得控除額を控除したものです。

ウ 所得金額の計算方法は、以下のA・B・Cをご覧ください。

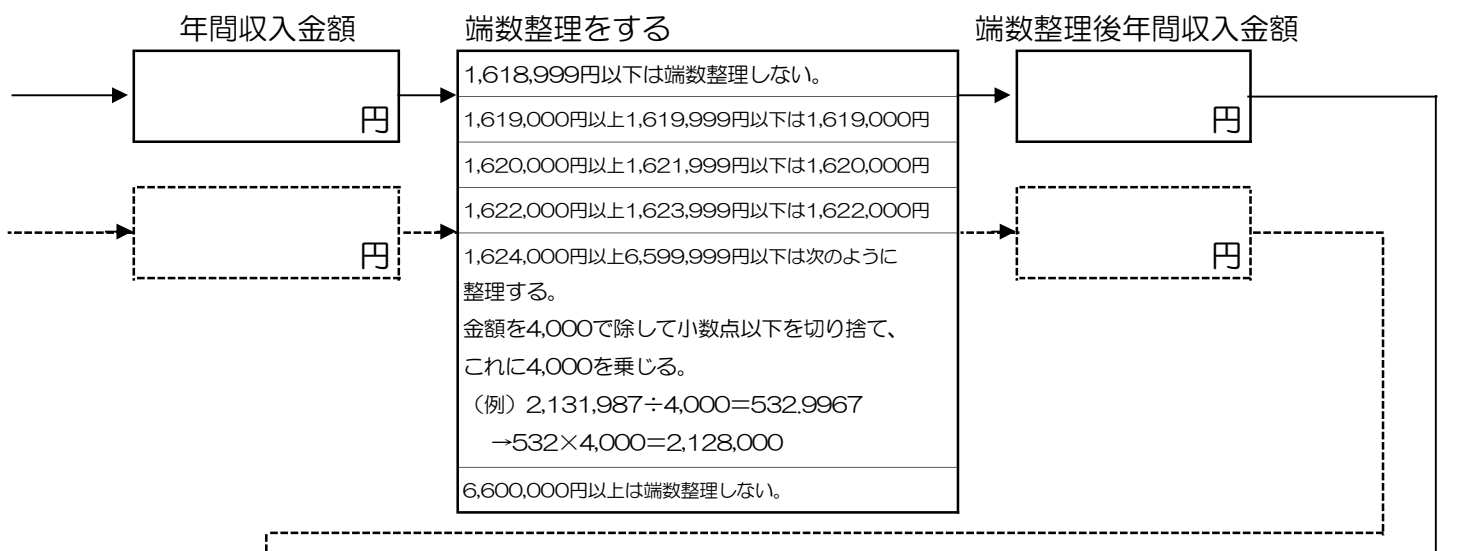
エ 所得として計算しないものは、失業給付金、労災保険の各種給付金、遺族年金、障害者年金、仕送りなどです。

各世帯ごとにそれぞれの所得を以下のAからCまでの方法で算出してください。

### A 給与所得の計算方法

給与所得とは……給料、賃金、賞与などの所得です。たとえば会社員店員、パート、事業専従者などの所得をいいます。

①現在の勤務先に申し込み前年の1月1日以前から引き続いて勤務している方	自治体が発行する所得証明書又は勤務先で発行の前年分の源泉徴収票の年間総所得金額を参照 (所得証明書は総所得金額の欄、源泉徴収票の所得控除後の金額の欄を参照)
②現在の勤務先に申し込み前年の1月2日以降に就職した方	勤続月数の総収入金額をもとに計算した推定総収入金額 (案内書付属の給与支払証明書を使用) $\text{推定年間収入金額} = \frac{\text{収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与}$ (月の端数は切捨て)
③現在の勤務先に就職してまだ1ヶ月分の給料を得ていない方	雇用条件に基づく支払予定額を12倍した推定総収入額



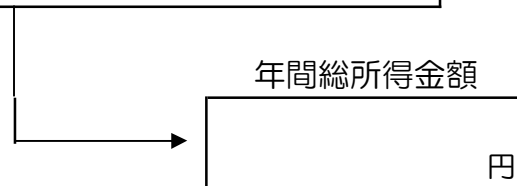
年間収入金額の区分	年間総所得金額 (円)
65万9999円以下	0
65万1千円以上162万8千円未満	年間収入金額 - 650,000
162万8千円以上180万未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.6
180万円以上360万円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.7 - 180,000
360万円以上660万円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.8 - 540,000
660万円以上1,000万円未満	端数整理後の年間収入金額 × 0.9 - 1,200,000

年間総所得金額 円

## B 事業所得等の計算方法

事業所得者とは……事業所得、雑所得、利子所得などの各種所得です。  
サービス業、外交員、利子所得者、配当所得者、税務署に自己申告している日雇賃金所得者などの所得です。

①現在の事業を申込み前年の1月1日以前に始めた方	自治体が発行する所得証明書の年間所得金額 (もしくは確定申告書控えにある総所得金額)
②現在の事業を申込み前年の1月2日以後に始めた方	継続して事業を営んだ月数をもとに計算した推定年間所得金額 $\text{推定年間所得金額} = \frac{\text{総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12$ (月の端数は切捨て)



## C 年金所得の計算方法

年金所得とは……普通恩給、老齢厚生年金、退職共済年金などの所得です。

法令により非課税とされている年金は含みません。

2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、

その合計となります。

①現在の年金を申込み前年の1月1日 以前から引き続いて受給している方	申込前年の年金支払額
②年金を受給して1年を経過していない方 (新たに年金を受給した方)	年金証書、あるいは年金支払通知書の支払年金額

年間収入金額

円

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額 (円)
65歳以上の方	1,200,000円まで	0
	1,200,001円から 3,299,999円まで	年金額 - 1,200,000
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年金額 × 0.75 - 375,000
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年金額 × 0.85 - 785,000
	7,700,000円以上	年金額 × 0.95 - 1,555,000
	65歳未満の方	700,000円まで
700,001円から 1,299,999円まで		年金額 - 700,000
1,300,000円から 4,099,999円まで		年金額 × 0.75 - 375,000
4,100,000円から 7,699,999円まで		年金額 × 0.85 - 785,000
7,700,000円以上		年金額 × 0.95 - 1,555,000

※ 受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

(1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。)

年間総所得金額

AからCで計算したそれぞれの世帯員の所得を合計し、以下の方法で算出した控除額を差し引いてください。

### 控除金額の計算方法

控除種別	控除対象者	控除金額
一般控除 同居・扶養控除	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない扶養親族	380,000円× 人＝ 円
特別控除	老人扶養控除 扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円× 人＝ 円
	老人控除対象配偶者控除 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	
	特定扶養控除 扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円× 人＝ 円
	障害者控除 申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 イ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で2級、3級の人 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症から第5款症までの人 オ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人	270,000円× 人＝ 円
	特別障害者控除 申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 心身喪失の常況にある人 イ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ウ 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された人 エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第3項症までの人 カ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 キ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000円× 人＝ 円
	除	所得者本人で ア 夫と死別してから婚姻していない人が生死の不明な人で500万円以下の所得の人 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人が夫の生死が不明な人、或いは非婚の母（法律婚によらないで母となった人で現に法律婚をしていない人）で、扶養親族のある人又は現に生計を一にする子（所得が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者）のある人
	所得者本人が妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人、或いは非婚の父（法律婚によらないで父となった人で現に法律婚をしていない人）で、現に生計を一にする子（所得が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者）を有し500万円以下の所得の人	（所得額が27万円未満の場合は当該所得額） 270,000円× 人＝ 円

控除合計金額

□□□□ 円

合計年間総所得金額

控除合計金額

( □□□□ - □□□□ ) ÷ 12 =

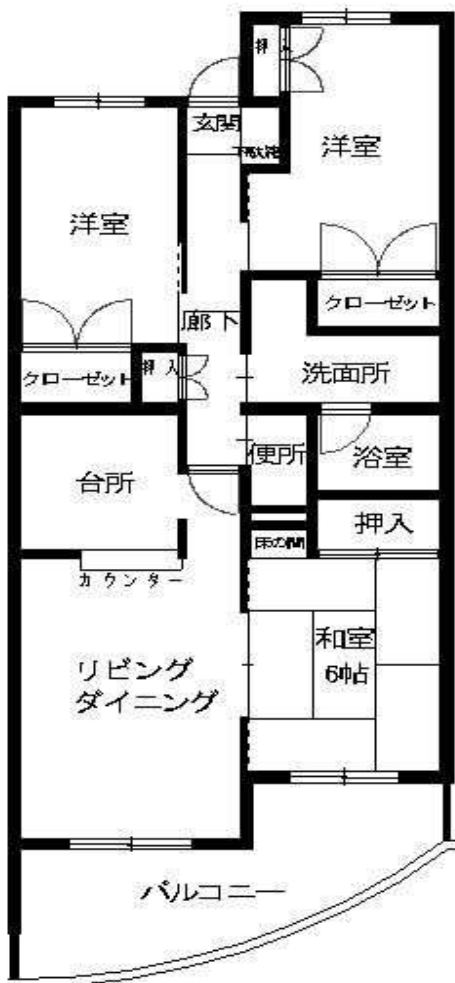
※ 世帯の収入月額

□□□□

## 住宅の概要

住宅名	シビック住宅天沼
所在地	さいたま市大宮区天沼町2丁目913番地4
基本家賃額	98,000円（物価の変動等により変更有）
敷金	196,000円（基本家賃額の2ヶ月分）
間取り・占有面積	3LDK 72.63㎡
構造	鉄筋コンクリート造 3階建て耐火構造
電気・ガス・水道 下水道・テレビ設備	○東京電力 30A ○東京ガス 13A ○さいたま市水道局 OBSアンテナ ○公共下水道接続 OBフレッツマンションタイプ導入 OCATV（J-COM）導入
供用開始年月	平成9年3月
入居可能日	要相談
募集戸数	10戸（令和2年6月1日現在）
小学校、中学校	小学校…芝川小学校（300m）、中学校…大宮南中学校（1,300m）
交通手段	さいたま新都心駅（約1.8km）、大宮駅（約2km）、大宮駅東口バス8分（観音前：徒歩5分）

間取り図



住宅の所在地（地図）



☆近隣にスーパー、コンビニ、銀行、郵便局、病院等あり

## 申込みに必要な書類関係

（「入居申込書」「同意書」以外は該当する方のみご提出ください）

「市民住宅入居申込書」・・・申し込みされる皆様に提出いただきます。

「同意書」・・・ //

「給与支払証明書」・・・昨年1月2日以降に現在の職場に就職された方

「事業所得等収支明細書」・・・昨年1月2日以降に自営業を開業された方

「退職証明書」・・・昨年1月2日以降に勤務先を退職された方

「在職証明書」・・・さいたま市以外に居住し、さいたま市内に勤務されている方

「婚約申立書」・・・婚約関係にある方

「内縁関係申立書」・・・内縁関係にある方



市民住宅入居申込書

（宛先）さいたま市長

住 所  
申 込 者 氏 名  
電話番号

市民住宅への入居の承認を受けたいので、さいたま市市民住宅条例第7条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、この申込書を提出するに当たり、入居資格があることを誓約するとともに、次のことに同意します。

- 1 この申込書の記載内容及び入居資格の有無について、埼玉県警察本部への照会など、必要に応じて市が調査すること。
- 2 市がさいたま市市民住宅条例第7条の規定による事務手続の処理に限って次の者の令和元年度の地方税関係情報を取得すること。
- 3 この申込書に虚偽や事実と異なる記載がされている場合又は入居資格を満たしていると証明できない場合は、この申込みを無効とされても異議を申し立てないこと。

（入居しようとする者で同意する者が自ら記入すること。代筆の場合は、委任状をとること。）

	続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	個 人 番 号	
		入 居 者	申 込 者 人	フリガナ ..... 氏名	. .	
勤務先の名称				電話番号		
勤務先の所在地						
入 居 予 定 者	同 居 者	フリガナ ..... 氏名	. .			
		フリガナ ..... 氏名	. .			
		フリガナ ..... 氏名	. .			
		フリガナ ..... 氏名	. .			
		フリガナ ..... 氏名	. .			
備 考						

## 同意書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

については、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄に記入・押印くださる様、お願いいたします。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

- ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

#### 2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

#### 3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

#### 4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

#### 5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。については、その利用目的等について同意します。

年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

個人情報問合せ・相談窓口

TEL 048-829-2863

FAX 048-824-3786

メールアドレス [privacy@saijk.or.jp](mailto:privacy@saijk.or.jp)

※これは、申込みをする前年の1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

なお、提出なさる場合は、必ず健康保険証の写しをあわせて提出して下さい。

## 給 与 支 払 証 明 書

氏 名		採 用 年月日	年 月 日	職 種		扶養 親族	人
-----	--	------------	-------	-----	--	----------	---

年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計
年					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合 計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

年 月 日

所在地

給与支払者

電話

名称及び

代表者氏名

印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

### ●記載上の注意……………給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に記入してください。
- ウ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- エ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- オ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

事業所得等収支明細書

年 月 日

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

3 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 事業期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日～

2 業 種 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

5 月別収支内訳

区分	月別	年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合 計
		月												
収 入 の 部														
	計													
支 出 の 部														
	計													
差 引														

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入して下さい。

# 退職証明書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、 年 月 日付で退職したことを証明します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

証明者 名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

# 在 職 証 明 書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、 年 月 日より当社（所）に勤務していることを証明します。

勤 務 地： \_\_\_\_\_

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

証明者 名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

# 婚 約 申 立 書

私たちは、            年    月    日に婚約していることを  
申し立てます。

年    月    日

申 立 者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(あて先)  
さいたま市長

(注) 入居許可日の前日までに入籍したことが確認できることが条件になります。

## 内縁関係申立書

私たちは、 年 月 日頃から内縁関係にあることを  
申し立てます。

年 月 日

申 立 者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(あて先)  
さいたま市長

※ 各自の戸籍謄本を添付してください。